

# 大阪府地球温暖化対策地域推進計画のあらまし

平成 17 年 9 月、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を全面改定しました。

府民、事業者、NPO など皆様と力を合わせて、地球温暖化の防止に取り組みます。



## 計画改定の背景 ~ どうして計画を見直したの? ~

- 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)濃度の増加などにより、地球的規模での平均気温や平均海面水位の上昇といった地球温暖化現象が現実の問題となっており、今後、地球温暖化の一層の進行により、異常気象の増加や感染症の拡大など、人や環境への様々なリスクが増大することが予測されています。
- 大阪府では 1995 年に「地球温暖化対策地域推進計画」を策定(2000年に改定)し、2010年度を目標年度とする温室効果ガスの削減目標を設定の上、諸施策を推進してきました。しかし現状では民生・運輸部門を中心に CO<sub>2</sub> 排出量が増加しており、このままでは今後さらに温室効果ガス排出量が増加すると推測されます。
- 2005年2月に「京都議定書」が発効したことを受け、「温室効果ガス排出量を基準年度比6%削減する」という日本の義務を達成するため、地球温暖化対策推進法で、国には京都議定書目標達成計画の策定が、また地方公共団体には総合的、計画的な施策の策定・実施に努めることが規定されました。
- このため、大阪府では「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、必要な施策の重点化も含めて再構築することとしました。今後は当計画に示した各施策を推進するとともに、必要に応じ国内外の動向も勘案して施策の検証・見直しを行いながら、2010年度の温室効果ガスの削減目標の達成を目指します。

## 計画の目標 ~ 何を目標してがんばるの? ~

- 2010年度における温室効果ガス総排出量を基準年度(\*)から**9%削減**

(\*)基準年度：1990年度(代替フロン等は1995年度)

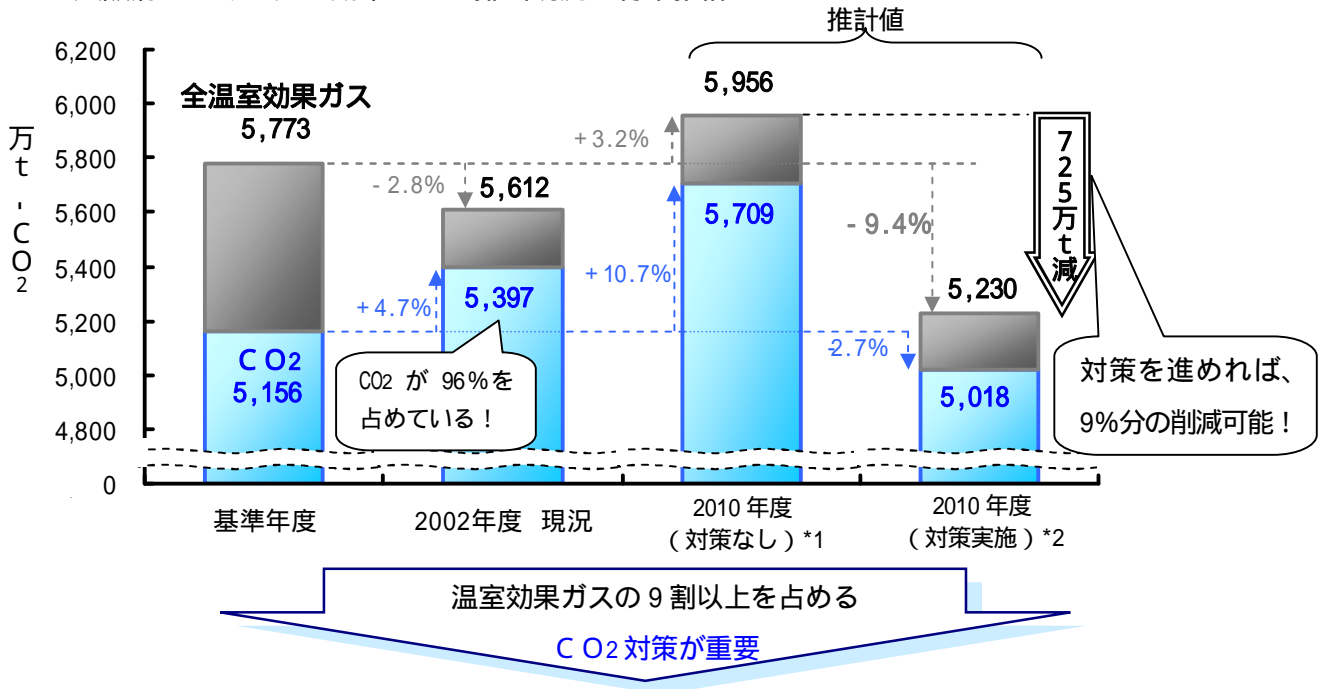
# 温室効果ガスの排出状況と将来推計

～ 今どうなっているの？ これからどうなるの？ ～

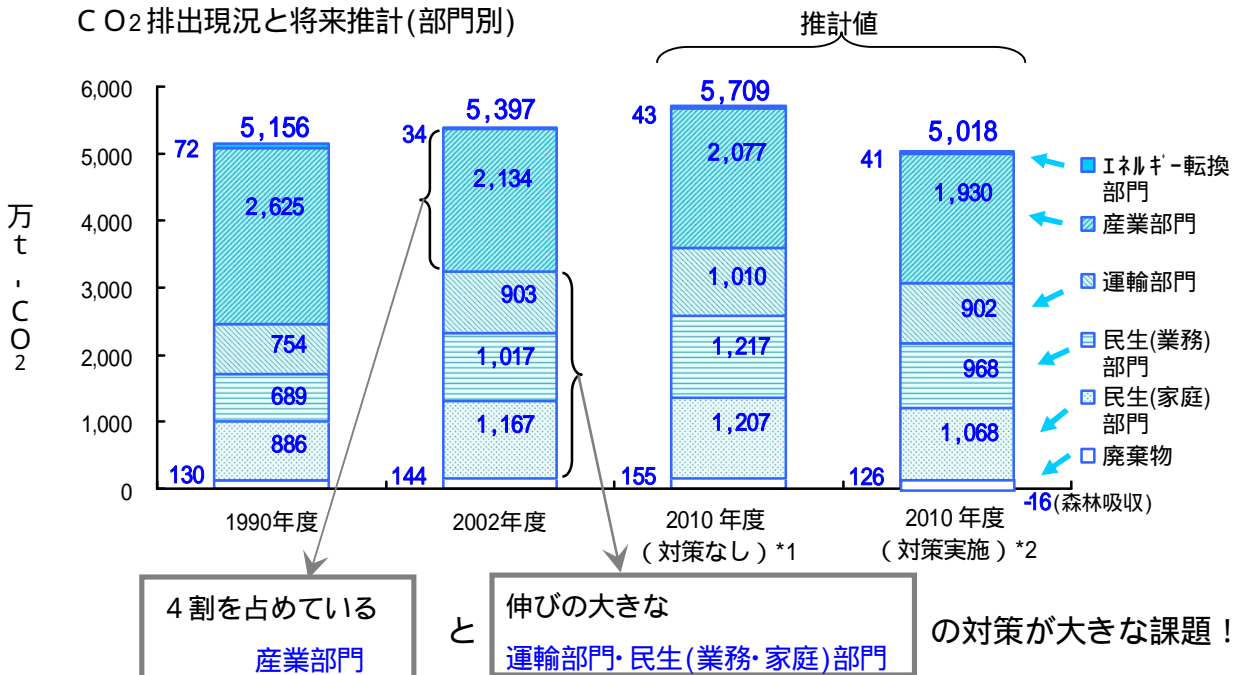
- <現状> 府域の温室効果ガス排出量は、現状(2002年度)では約3%減少しているものの、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)は約5%増加
- <将来> このまま推移すると2010年度の温室効果ガス排出量は基準年度よりも増加する恐れ

**CO<sub>2</sub>対策を中心に温室効果ガスの排出削減を進める必要あり！**

## 大阪府における温室効果ガスの排出現況と将来推計



## CO<sub>2</sub>排出現況と将来推計(部門別)



**重点対策1 エネルギー多量消費事業者における計画的な対策の促進**

エネルギーを多量に消費する事業者（工場・オフィス・店舗など）  
に対し、温室効果ガスの削減計画書の作成等を求め、計画的な排出削減対策を促進  
（条例により規定）



（達成目標） エネルギー多量消費事業者の温室効果ガス排出量 5%削減

**重点対策2 自動車から排出される二酸化炭素抑制のための施策の推進**



- 府民や事業者の自動車に関する省エネルギー行動を促進  
（条例による自動車対策の促進、エコドライブ実践プログラムの普及など）
- 大阪府自動車 NOx・PM 総量削減計画に基づく諸施策を、CO<sub>2</sub>の排出抑制  
効果に留意し推進（低公害車等の普及、交通需要調整など）

（達成目標） 低公害車・低排出ガス車の普及台数 約200万台

**重点対策3 家庭や企業における省エネルギー行動等の促進**

推進センター、市町村、NPO など様々な主体との協働のもとに

- 家庭における省エネルギー行動の促進（環境家計簿の活用など）
- 省エネルギー型製品の普及（省エネラベルの普及促進など）
- 環境マネジメントシステム(ISO14001、簡易版)の導入促進
- 環境教育の推進(人材育成、学習の機会や場の提供、民間団体支援) など



（達成目標） 環境家計簿の取組み世帯数 3万世帯 / 省エネラベル表示店舗数 500店舗  
環境マネジメントシステム導入事業所数 5,000事業所 / 推進員委嘱数 500人

**重点対策4 建築物の省エネルギー対策の推進**



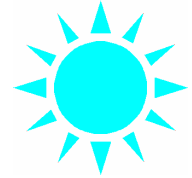
- 新增改築時には、建築主に対し環境計画書の作成等を求め、  
省エネルギー対策等を促進（条例により規定）
- 既存建築物の省エネルギー対策として、ESCO事業の  
府有施設への導入、一般建築物への普及(簡易診断システムの提供)

など

（達成目標） 府域の建築物へのESCO導入によるCO<sub>2</sub>削減量 6万t-CO<sub>2</sub>/年

### 重点対策5 新エネルギー等の普及促進

- 太陽光発電：府有施設への率先導入、府民参加型共同発電の実施 など
- 燃料電池：燃料電池自動車を公用車として率先導入  
官民一体となった普及促進 など
- クリーンエネルギー車：公用車への率先導入、各種支援措置による普及促進 など
- その他、天然ガスコージェネレーション等の普及促進や  
温度差エネルギー等の実証試験・導入効果の検証 など



(達成目標) エコエネルギー都市・大阪計画の新エネルギー等導入目標 (太陽光発電 40 万 kW 等)

### 重点対策6 緑の保全と創出の推進



二酸化炭素の吸収・固定機能を強化

- 森林整備等の推進(法に基づく公的管理の適正実施、企業やボランティア等の協働)
- 都市緑化の推進(府有施設の緑化、条例による緑化促進 など)

(達成目標) 府民協働による森林整備活動の参加者数 10,000 人/年

### その他対策

- 廃棄物減量化・リサイクルの推進
- CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスの排出抑制対策の推進
- ヒートアイランド対策の推進
- 技術開発等の推進
- 省エネルギー型まちづくりに向けた対策の推進

対策による削減効果 (推計)

対 策 内 容	削減効果
エネルギー多量消費事業者における対策の促進 (重点対策1等)	168 万 t-CO <sub>2</sub> /年
自動車からの排出抑制施策の推進 (重点対策2等)	97 万 t-CO <sub>2</sub> /年
家庭や企業における省エネルギー行動等の促進 (重点対策3等)	199 万 t-CO <sub>2</sub> /年
建築物における省エネルギー化等の対策の推進 (重点対策4等)	141 万 t-CO <sub>2</sub> /年
新エネルギー等の普及促進 (重点対策5等)	55 万 t-CO <sub>2</sub> /年
森林等による吸収 (重点対策6等)	16 万 t-CO <sub>2</sub> /年
その他の地球温暖化対策による削減	49 万 t-CO <sub>2</sub> /年
温室効果ガス排出削減量 合計	725 万 t-CO <sub>2</sub> /年

### 役割と連携

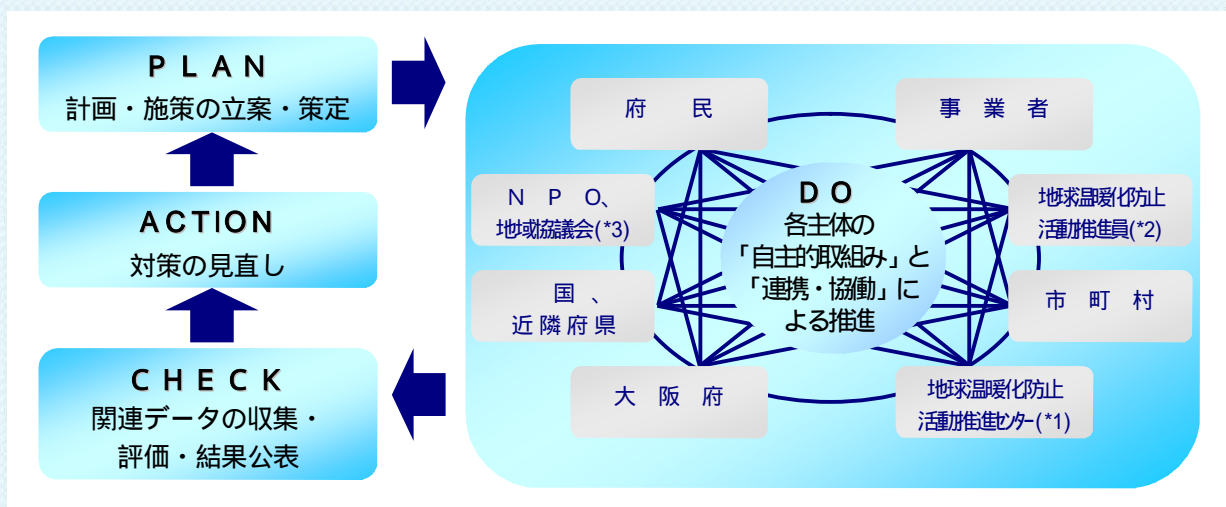
行政、府民、事業者、NPO等が、**自発的にそれぞれの役割を果たしながら**取組みを進めます。

・ 行政の役割	自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制 自然的、社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制施策の推進	など
・ 府民の役割	日常生活での省エネルギー行動の実践 温暖化防止活動への参加、行政等が実施する施策への協力	など
・ 事業者の役割	事業活動での省エネルギー対策、温室効果ガスの排出削減対策の推進、 温室効果ガスの排出抑制に向けた技術開発、製品の提供	など
・ NPO等の役割	行政の実施する温室効果ガス排出削減に関する施策への協力、 ネットワークを活かした普及啓発	など

行政、府民、事業者、各種団体等が**連携し、協働しながら**取組みを進めます。

### 進行管理

「PDCAサイクル(計画 行動 評価 見直し...)による進行管理」により継続的改善を図る



地球温暖化防止を推進する体制(地球温暖化対策推進法に基づくもの)

- \* 1 地球温暖化防止活動推進センター  
(財)大阪府みどり公社に置いています。温暖化防止に関する様々な活動を普及・発展させるため、府内の地球温暖化防止に関する団体や個人の取り組みを多方面から支援したり、センター自身が様々なイベントや調査を実施します。
- \* 2 地球温暖化防止活動推進員  
知事が委嘱するボランティアで、地球温暖化の現状や対策の重要性に関する正しい知識を広めるため、府民の皆さんへのアドバイスや、地域・団体での活動のお手伝いをします。
- \* 3 地球温暖化対策地域協議会  
行政、推進員、推進センター、府民、事業者その他団体などが構成員となり、地球温暖化の防止に関する対策について協議し、具体的に実践することを目的として組織するものです。大阪府内では市区単位、または取り組むテーマ単位でいくつかの協議会が組織されています。

## 計画推進の方策

### ➤ 推進に必要な制度を条例化（平成 17 年 10 月）

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の制定

- ・ エネルギー多量消費事業者 対策計画書、実施報告書の作成 及びそれらの届出義務
- ・ 大規模建築物を新增改築する建築主 建築物環境計画書、完了報告書の作成及び届出の義務
- ・ 府 届出内容の概要を HP 等で公表、優れた取組みを顕彰

「大阪府自然環境保全条例」の改正

- ・ 一定規模以上の建築物の敷地等における緑化義務（緑化計画書、緑化完了書の届出義務）

### ➤ 府民運動の展開（キャンペーン、イベント等を統括して、総合的に展開）

キャンペーン・イベントの例（NPO 等他団体提唱のものを含む）

- ・ エコスタイルキャンペーン（夏期の適正冷房と軽装の実践）
- ・ ライトダウンキャンペーン（夜間ライトアップ施設での一斉消灯）
- ・ 省エネラベルキャンペーン（家電小売店での省エネ性能の比較ラベルの掲示）
- ・ 打ち水大作戦（自治会、企業、学校での打ち水の実践） など



エコスタイルキャンペーン  
大阪府シンボルマーク

### ➤ 環境と経済の好循環に向けた取り組み

府内に多数存在する「新エネルギー、省エネルギーに関する技術」の開発に取り組む企業を活かす  
（太陽光発電、燃料電池、省エネ家電、省エネ住宅、バイオマス燃料・・・）



企業、大学、試験研究機関、行政、NPO の連携による技術の開発、普及

## 《 参考 》 地球温暖化防止をめぐる国内外のうごき、府の取り組み

国内外のうごき	大阪府の取り組み
1994 年 3 月 気候変動枠組条約発効	1995 年 3 月 地球温暖化対策地域推進計画 策定
1997 年 12 月 京都議定書の採択	2000 年 3 月 地球温暖化対策地域推進計画 改定
1998 年 6 月 地球温暖化対策推進大綱の策定	2000 年 3 月 エコエネルギー都市・大阪計画 策定
1998 年 10 月 地球温暖化対策推進法の制定	2002 年 10 月 地球温暖化防止活動推進員の委嘱
	2003 年 7 月 地球温暖化防止活動推進センター指定
2005 年 2 月 京都議定書発効	
2005 年 4 月 京都議定書目標達成計画策定	2005 年 9 月 地球温暖化対策地域推進計画 改定